

令和2年



年末の交通安全県民運動実施要綱

《実施期間》 令和2年12月15日（火）から12月31日（木）までの17日間

《目的》 県民一人ひとりが、自らの交通安全に関する意識を高め、交通ルールへの遵守と交通マナーの実践に努めることにより、交通事故防止を図る

《スローガン》 安全を つなげて広げて 事故ゼロへ

- 《運動の重点》
- 1 歩行者の安全確保と自転車の安全利用
 - 2 高齢運転者等の安全運転の励行
 - 3 飲酒運転等の危険運転の防止
 - 4 各市町交通安全対策協議会等が決定する事項



《統一主要行事》

行事名	実施日	内 容
運動初日広報 街頭指導の日	12月15日 (火)	本運動の開始を広報し、期間中に行われる各種活動への取組意識を高めるとともに、「ピカッと作戦！強化の日」と連携した交通指導等を行い、県民の交通安全意識の高揚を図る。
飲酒運転等 危険運転防止の日	12月18日 (金)	「飲酒運転をしない・させない」環境づくりを推進するとともに、妨害運転（いわゆる「あおり運転」）を未然に防ぐ「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性に関する広報啓発を推進する。
安全運転対策 強化の日	12月22日 (火)	全てのドライバーに対し、セーフティ・サポートカー（略称：サポカー）の普及啓発を図るとともに、年末年始の交通事故防止に向け、交通ルールの遵守についての広報啓発を推進する。

静岡県交通安全対策協議会

運動の重点に関する主な推進項目

歩行者の安全確保と自転車の安全利用

- 1 歩行者の安全の確保
 - (1) 通学路や、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
 - (2) 高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な行動の実践を促すための参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
 - (3) 歩行者保護意識の徹底を図るための運転者に対する交通安全教育や広報啓発活動の推進
- 2 自転車の安全利用の確保
 - (1) 「自転車安全利用五則」を活用した交通ルールの徹底
 - (2) 「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知活動の推進
 - (3) 自転車の安全を確保するための定期的な点検整備の促進

高齢運転者等の安全運転の励行

- 1 高齢運転者対策
 - (1) 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響などの安全教育及び広報啓発
 - (2) 衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置が搭載された、セーフティ・サポートカー（略称：サポカー）の普及啓発
 - (3) 身体機能の低下等により安全な運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知
 - (4) 運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発の推進
- 2 全ての運転者に対する交通ルールの遵守徹底
 - (1) 全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - (2) 横断歩道手前での減速義務や横断歩道等における歩行者優先義務等の遵守による歩行者保護の徹底
 - (3) スマートフォン等を使用しながら車両を運転する危険性と罰則強化の周知徹底

夕暮れ時と夜間の交通事故防止

- 1 「ピカッと作戦！」の効果的な展開
 - (1) 自発光式等の反射材用品の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進
 - (2) 夕暮れ時における、自動車・自転車の「早めのライトオン」の実践
 - (3) 夜間の対向車や先行車がない状況における「ハイビームの効果的な活用」
- 2 夕暮れ時と夜間における重大事故の特徴を踏まえた交通安全教育の実施
- 3 自動車運送事業者による、従業員に対する夕暮れ時から夜間の時間帯における運転時の注意喚起

飲酒運転等の危険運転の防止

- 1 飲酒運転等の危険運転の防止
 - (1) 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等による、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの推進
 - (2) 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
 - (3) 飲酒運転の悪質性・危険性の理解と飲酒運転行為を是正させるための運転者教育の推進
 - (4) 自動車運送事業者による点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転根絶に向けた取組の実施
- 2 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の防止
 - (1) 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質性・危険性の周知と道路交通法の一部改正に伴う罰則の創設等についての広報啓発の推進
 - (2) 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性和ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進